

第六章 問屋制度改変に伴う新事態の発生



大坂紅花仕入仲間式法帳

第一節 江戸打越荷の問題

1 問屋仲間制度の禁止と復活

近世における問屋制度の整備とその発達は、商品の流通を著しく進めたが、各種問屋に仲間組織が出来て、その勢力が増大するにつれ、組織内の権益を擁護するために、ややもすると排他的独占の傾向が生じて来たのは、むしろ当然の成り行きであったかも知れない。江戸の十組問屋などもその例に漏れず、近世後期になると海運を独占し、江戸の商業を一手に握り、或は奥州や羽州から大阪・京都等、上方向けに直送される商品荷物に対して、通り荷税を徴収する制度なども設けた。

江戸の商人で同業仲間を組織しているものは、総てこの十組問屋に加入し、特権株を所有して権利を護つたのであるが、問屋側はこの独占権を確保し保護を受けるために、毎年莫大な冥加金、即ち権利金を上納して、幕府に取り入っていた。しかし、流通の合理化から生まれたこの問屋・組合制度も、やがては江戸市民の生活を甚だしく脅すに至った。特権を利用して或は私曲を振舞い、或は江戸の物価を騰貴させるなど、社会的・経済的不安を招くようになったことは周知の通りである。

天保十二年（一八四一）五月以来、水野のいわゆる天保の改革が進められたが、この問屋組合の弊害もまたその組上に載せられ、同年十二月の町触れで遂に解体させられた。それ以来、江戸・大阪間の商業取引は自由となった。勿

論、問屋仲間の解体は十組問屋仲間に限らず、一切の組合にも及んだことは言うまでもない。また個人的な問屋に対して、単なる卸売の専業を廃して必ず小売業を兼業させることによって物資の流通を安定させ、一方、都会の商人が諸国の物産を買い集めて生産地に貯蔵する締め売買を禁止し、物価騰貴の因を除くことに努力した。

しかし、この流通制度の変革は、一時的には目的とした物価の騰貴を抑制することが出来たが、却って弊害が続出し、むしろ経済的には混乱の状態に陥つたのである。これを紅花取引について見ると、問屋仲間の解散後は、「京都・伏見辺紅花商人共、手附之もの差下シ、近郷紅花買次商人が直々買取、御当地（江戸）打越売買いたし候仕癖ニ相成候得共、手広中之儀故、御当地商人共差構不申」ということになつたので、生産地ではおのずから激しい糶買いが行なわれ、一時は紅花の生産地価格が騰貴の現象を呈した。

この問屋仲間禁止前後の市況の変動を、生産地における実態に捉えて見よう。紅花の主産地たる谷地の農民記録は、禁止令公布直前の現地市況を「紅花之儀ハ、春打立後れ候間出不足ニ而、直段生花百四十文より二百文位迄ニ御座候処、干花先ニハ七拾五兩位之處、御敵止上方へ被仰出候間、紅花・絹糸引下、紅花壹駄六拾兩、絹糸貳百目位之處、九月より追ミ引上、紅花ハ九拾兩位、絹糸百五拾目位相成申候」と報じ、翌十三年度の記事には「近來諸色直段追、高値ニ相成、世上一同難儀致入御聴、此度十組運上御免、問屋諸株仲間等銘目も御差留に相成申候」と書き留めているのである。

このように、幕府が意図した物価安定策は、却って逆効果を來たしたのみならず、禁止した旧來の問屋仲間機構に代わるべき新組織を作らなかつたために、物資の流通に大きな支障を來たし、さらに金融の道が塞がれ、取引きは全く無軌道の状態を招くに至つた。この経済界の混乱のために、さすがの水野改革も、早くも天保十四年（一八四三）には破綻を來たすと共に、弘化三年（一八四六）には問屋再興のことを建白する者なども生じ、幕閣内でも問題が重

大化した。その後、再興の可否については両論があつて決しかねたが、嘉永四年（一八五二）三月に至つて遂にその再興を許可せざるを得なくなつた。但し、この再興の間屋は廃止以前の間屋と性格において多くの差異を持たせ、独占のために生ずる弊害を極力除去することに力めたことは注目すべきであらう。

その二、三の点を上げると、先ず第一に年々の冥加金を廃した事、第二に荷積みは特定の船（菱垣廻船）に限る制度を除いた事、第三に問屋の数の制限を解いた事、第四に取引の自由を認め、必ずしも問屋の手を経る必要をなくした事、第五に鑑札の下附制を廃止するが、世業をもつてそのまゝ一種の株たることを認め、その株の売買譲与の自由をも許した事等が主なもので、その狙いは、従来の十組問屋が持っていた特権的なものを奪つて、各人の営業の自由を拡大したのである。

問屋株廃止以前、江戸で紅粉・白粉を取り扱つていた業者は、丸合組小間問屋に公認されていた者のうち、玉屋善太郎・柳屋五郎三郎・村田久蔵・蛭子屋金蔵・丁字屋吟次郎の五人であるが、文化頃から問屋の下組として、紅粉白粉の絞り渡世をしていた榊屋重兵衛等二八人の業者たちが、政策転換による問屋の再興に乗じて、旧問屋同様の紅粉問屋を称して独立し、波紋を起こした。旧問屋側はかつての権利を主張して、その新興問屋の成立を措止する訴願をおこなつたが、幕府としては、問屋株の自由を認めた以上、結論的には下組の成立を容認せざるを得ず、安政二年（一八五五）五月に至つて、二八人の新興問屋を仮組としてこれを許可した。これに対して旧問屋五人を元組と称して旧来の面目を保たせることにしたために、江戸の紅問屋は二組に分立するに至つたのである。

2 江戸打越荷の禁止令要求

紅花荷の江戸打越し一件は、問屋再興の条件たる第四の取引の自由制に絡んで発生した問題である。「打越し」とは、

江戸を中心として以東及び以西の物資を相互に流通し合う際に、江戸問屋の手を経ずして自由に取引きすることである。しかるに、元禄期以後、江戸の十組問屋が商権を握って以来、この打越し荷を認めず、必ず江戸問屋の手を経ること、またその運送が直接江戸問屋と無関係の場合でも、一応は連絡をつけること、言う商慣習を持つに至った。こういう慣習が生まれて来るのは享保期頃からで、文化頃からは特にこれを強化し、江戸の問屋は荷主と荷受人の間に介在して、荷口銭を徴収する特権を確立したのである。しかるに、天保改革の問屋仲間の禁止によって、当然この慣習も消滅し、江戸打越しが自由になったが、嘉永の問屋再興と同時に、打越し通り荷の掌握権をも復活させようとしたので、反対側との間に紛争が発生した。

問題の発端は、嘉永七年(安政元年一八五四)六月に問屋組合から提出された打越荷物禁止権の回復要求の訴願にある。即ち、江戸丸合組小問物問屋のうち、紅粉白粉取扱組合の玉屋善太郎代理弥兵衛、丁子屋吟次郎代理金七等四人から、江戸町年寄喜多村彦右衛門役所に提出した願書(3)によれば、問屋再興の目的は「諸色直段引下方御取締之ため」であった筈なのに、その後「御当地打越通荷物、素人直売買、荷元仕入方、手広中同様糴合候ニ付、引下方差障、乍恐兼而御触面ニ相背、且京都・大坂之者共関東・奥筋迄も罷下り、元方直仕入仕候紅花荷物之儀者、通荷物ニ付、甚難渋至極仕候間、御取締被成下置候様願上候」というのである。

江戸問屋側のこの請願に対して、主管役人が如何なる処置をとったか詳細な史料を欠いているが、自由売買制が却って物価騰貴の因をなす恐れがあるとすれば、若干の統制も認めざるを得なかつたものであろうか、請願直後の七月には問屋および生産地の一部荷主との間に示談協定が成立している。内容的には、従来強行していた問屋の特権を緩めて、紅花の直登せ或は素人の直売買を中止する代わり、江戸問屋との取引き不調のため、拠なく上方に積み登せる際には、江戸問屋でその送状を認めること、若し難船に遭遇した場合には、江戸問屋が現地に出張して適切な処置を

とること、問屋の事務上必要な筆墨紙その他の諸経費は、世話料の名目で荷物一箇につき銀二匁ずつ荷主から差し出すことの三点で、双方はこの条文の一札⁽⁴⁾を交換した。

差入申規定一札之事

一 今般諸問屋御再興被仰付候ニ付、其御仲間紅花御取扱荷物之義、御当地江差出候分、其御仲間并ニ仮組紅屋衆之外、素人売買不相成、別而諸荷物御当地打越通荷物不相成候様、諸仲間御規定ニ相成候故、私共紅花御当地江差送り候節者、其御仲間江売捌候御定法ニ候得共、萬一不引合之節者、無扨上方江為登申度候間、各々様方之内々御送り状御認、御登せ可被成下候、猶又海上積之義ニ候間、萬一難破船之節者、別振ニ被成、其御仲間内々紅花荷物振元ニ御成御出張、御仕来通、萬端御世話可被成下候由、忝奉存候、筆紙墨為御世話料、荷物一箇ニ付銀式匁ツ、差出候様被仰聞、御尤承知仕候、然ル上者、已来紅花直為登、素人直売買決而致間敷候、為後日差入申規定一札、依如件

嘉永七寅年七月

(武州水戸下総關係 一四名省略)

	奥州仙台園分町	小谷	新右衛門
	羽州最上谷地	丸屋	長吉
同	山形	市村屋五郎兵衛	
同		村居	清七
同		米沢屋	勤兵衛

右者承知致、調印致候者ニ御座候

同	長谷川 吉内
同	長谷川 吉郎次
同	市村屋清右衛門

当時、江戸問屋側で地方荷主何人に調印を要請したのか不明であるが、以上の史料では最上地方で谷地の丸屋長吉、山形では市村屋五郎兵衛ら六人、計七人に過ぎなかった。これらは最上地方の紅花荷主を代表する有力商人の一部に止まり、その他の多くの荷主の動向は明確でない。丸屋長吉は領主たる山形の秋元家の御勝手御用達を勤めた豪商で、弘化二年（一八四五）に秋元家が上州館林に移封後も、丸屋の居村たる谷地前小路村は館林の飛地領として残った関係から、秋元家との経済的つながりがあった、やがては江戸商人との取り引きに発展した商人であるから、問屋側の要望にも調印したものとと思われる。山形の荷主六人の場合も、紅花のみならず、江戸との取引きに特殊な関係を持っていた人々であったろう。梅津保一氏は「紅花打越一件の規定書に調印する者が少なかったのは、江戸紅花問屋から調印の依頼を受けた山形城下町商人が、この段階で村山郡一帯の商人層を編成することが出来なかったのではなく、江戸経由で上方へ紅花を輸送する者が、一部の有力商人に限られていたことを示しているものと思われる」と見ているが、確かに実情はそうであった。例えば、両長谷川家の場合などは、荷問屋として取扱った紅花の量は、村山郡内生産のものよりも、仙南地方のものが遙かに多く、その過半は江戸を通過して大阪に着荷させるといふ送法をとっていたので、この調印に参加せざるを得ない立場にあったのである。

3 打越荷禁止令の成立と最上商人の動向

このように、江戸打越荷の禁止は少数の賛成調印を得て、一応成立したのであるが、武州桶川宿の百姓浅五郎等は安政二年正月に「外産物者相弁不申候得とも、紅花之儀者、旧来京都表に直売・直積等致来、然ルを株式再興被仰出候迄、新規ニ右牒究届之議定江調印致候旨（ついで）而者、村々御年貢上納・夫食足合手当之紅花売捌方差支候（云々）」と強硬に拒絶した。これに対し問屋側は「左候ハ、調印不致候とも、此上他国江売渡候荷物江戸廻し相成候得者、無断差留候旨（さ）」を通告し、もって江戸打越通荷物抑留を宣言したので、両者の交渉は遂に不調に終わり、訴訟事件に発展するに至った。その経緯の詳細は本項の目的とする所ではないから省略するが、両者の訴願をうけた幕府の勘定奉行は、市中商法筋に係わることは、勘定奉行の関知する所に非ずとして却下し、改めて町奉行の手に移して審理することになったのである。

その間、江戸問屋側では嘉永七年七月の前記協定成立と同時に、紅花荷の打越しを発見次第差留めを行なったが、安政元年十二月の事件は大きな波紋を呼んだ。その内容は、城州伏見の麻屋安治郎が仙台方面で仕入れた紅花荷六三丸を、京都の布屋彦太郎行き荷物として、仙台大河原の高橋屋忠助が荷次問屋となり、斎藤清兵衛なる者を荷宰領として発送した。この荷物は途中、野州（のぶ）坪川岸の奥川舟積宿・加藤長右衛門の手を経て、江戸の樽舟廻船問屋井上屋重次郎に送り、海路大阪から京都に輸送する手配をした所、江戸問屋側は無断打越し荷としてこれを差し抑えたことにその端を発する。

高橋屋忠助は、前記協定書に調印したものでなかったから、この抑留問題は重大化し、遂に仙台藩庁は藩吏名義をもつて「陸奥守領分村々作徳出産之紅花、国産方役所ニ而始末相立、夫々指配申付、御当地積問屋江為指登、上方直

為登仕候儀者先年々之仕来」と言うことを理由に、新問屋の設置による支障とその改善などを指摘した願書⁽⁷⁾を提出した。また、京都および大阪の紅花屋仲間もこの抑留事件を重視し、安政二年（一八五五）二月に、江戸打越禁止と抑留に反対し、上方登せの紅花荷は江戸通過を避け、出来る限り陸送すること、水戸物などの海上登せの際は、江戸紅問屋よりの登せ荷物と混合しないこと等、最上商人はじめ水戸・早場（武州方面）・仙台方面の荷主たちに対し、協力方を要望している。⁽⁸⁾

一筆啓上仕候、暖氣之砌御座候処、先以各々様御安康ニ被遊御座、珍重ニ奉存候

一、従来紅花之儀者京・大坂九步通之遺草ニ而、江戸表へ下し荷物杯とハ事変リ、国方直取引海上船積之儀者、文化已前諸株取締中ニも仕来罷在候処、此度江戸紅問屋共新規之企仕組、同所打越通り荷物不相成杯と申立、今般文化如已前御再興被仰出候御趣意ニ相振候義を不顧、既ニ当時彼地迄罷登り候荷物差押江以之外成致方、右様江戸表ニ而荷物差押江候而者、御同前及当惑候ニ付、一統取極、則左ニ

一、向後為登紅華江戸表へハ不相廻、其国々々為陸登之事

一、水戸様産物者海上登りニ付、江戸紅問屋も登り荷物と混合不申様、右御産物之外、江戸紅花問屋者勿論、都而船積登荷物者取引差扣、荷主方へ及引合、一統評定之上取斗可致事

但 御産物者向後大坂大文字屋三右衛門揚ニ取極候事

右之通取極候間、宜鋪御承引被成下候、萬一江戸廻シニ被成候而者、当地取極差障候故、御気毒之見合ニも相成候間、御心得置可被下候、先者右御案内迄申上度、如斯御座候 以上

（安政二か）
卯二月廿七日

京都 紅花屋 仲

以上を見ると、協力方を要請された最上商人は山形一三名、天童一人、楯岡二人、谷地二人、西里一人となっており、これらの中には、先に江戸問屋側の抱き込みに応じた山形商人も含まれており、問題解決の困難さを示している。町奉行所では、桶川宿の訴願と高橋屋の事件とを一轄審理を行なったが、紅花荷主側の主張が「旧来上方筋直廻

大坂 紅花問屋仲

- | | |
|-------------|--------------|
| 村居清 七様 (山形) | 鈴木彦兵衛様 (山形) |
| 長谷川吉郎治様 (〃) | 大坂屋彦兵衛様 (〃) |
| 佐藤利兵衛様 (〃) | 三浦屋権四郎様 (〃) |
| 福島屋治助様 (〃) | 高島屋藤左衛門様 (〃) |
| 長谷川吉内様 (〃) | 工藤六兵衛様 (天童) |
| 藤屋伝吉様 (〃) | 伊藤仁八様 (楯岡) |
| 井筒屋権太郎様 (〃) | 吉田勘右衛門様 (〃) |
| 岩勢屋太惣治様 (〃) | 桜井源兵衛様 (谷地) |
| 市村五郎兵衛様 (〃) | 元木林兵衛様 (西里) |
| | 森谷与七様 (谷地) |
| 水戸 (九名略) | |
| 早場 (一四名略) | |
| 仙台 (七名略) | |

を為せしに、今に至り江戸打越通荷物なるを以て、上方筋直廻なり難きに於ては、銘々旧来之営業差支難渋する」という点にあり、それに対して江戸問屋側の反論する所は、「前々より諸荷物共、上下江戸打越通荷物とならば、荷数隠れ、為に江戸相場立方に支障を来たし、且つ、懇命ありし諸問屋再興諸荷物直段引下げ方に差支える」ということであつて、双方相譲らなかつた。

紅花荷物運送方法の旧慣習からすれば、先にも述べた通り、江戸打越しは禁止になつていたが、文政七年（一八二四）に嶋屋佐右衛門の海上請合荷物制度が廃止になつてから、荷主は自由に樽船問屋へ直相對を以て船積みすることが行なわれるようになった。それに加えるに、天保十二年（一八四一）の諸問屋株式の廃止令が出るに及んで、この商習慣は全く無統制となるに至つたものである。しかも、文化文政期になると江戸近傍の紅花生産が急増しており、問屋廃止令と同時に上方の紅花商人の生産地進出が著しくなり、直取引が行なわれるようになったため、この混乱はいよいよ顕著になつたものと見られる。そして、問屋再興の頃はこういう自由な形の取引きは常識となり、奥州や羽州における上方商人の買いや、江戸打越しも公然と行なわれるようになったのである。

しかし、町奉行の審理の過程において、江戸打越しの生じたこういう来歴・経過が明らかになつたので、荷主や商人側の申立は敗訴の判決を受けた。そのために、嘉永七年七月に一部商人との間に取り交わした一札はこれを廃棄し、別に双方熟談の上、新たに議定書を制定した。従来の仕来りでは、江戸に到着する紅花荷は一旦江戸問屋の手に入り、市中で必要な量を控除した残荷を、丸合組仲間の送状をもつて、改めて各需要地に發送するという方法がとられて来た。こういう形の取引きでは、丸合組の買い付け相場が概して低廉で、荷主側の収益が寡少になる場合が多かつた。関東方面の紅花生産が伸び、京都紅花商人との直売買が行なわれるようになる、特に早場地帯たる武州の生産者や荷主たちが、丸合組の不当利潤に反抗し、江戸打越しを強行するようになった理由も理解される。

そこで新議定書では、生産地荷主たちの否定する従来の仕法を改正し、荷主から上方への為登荷物は、送状を添付して廻船問屋または定飛脚問屋に寄託すること、両問屋はこの送状を丸合組行事に提示して裏書を受けること、口銭として紅花荷一箇につき関東筋は銀一匁六分ずつ、奥筋は一匁三分ずつを徴収すること、上方筋宛の陸付荷からは口銭の徴収を行なわないこと、丸合組行事の裏書分について、海難の場合は荷主・廻船問屋が立合い、船法を守ることを条文化して互いに取り替わした。丸合組の権限がこれらの点以外に亘らないとすれば、相場立てに関する荷主側の疑惑も解消される筈で、締約も一応は無事に成立した。

為取替一札之事

(前文省略)

- 一、京都并伏見其外上方表江、関東筋紅花荷物ヲ積送り候節、江戸表迄高瀬船又者陸附運送致、江戸表廻船問屋江着致候得者、此荷主ノ上方商人宛名之送状ヲ、廻船問屋・定飛脚問屋ノ通町組小問物問屋之内丸合組行事江相届候得者、右荷物と送状引合、相違無之候ハ、丸合組行事江裏書致シ、早速出帆相成候事、
- 一、右改方為諸懸と、関東國々之分者、巻箇ニ付銀壹匁六分宛、荷主ノ行事江受取可申候、
- 一、右同断、奥羽荷物者、巻箇ニ付銀壹匁式分宛、荷主ノ行事江受取可申候、
- 一、右式廉諸懸リ熟談口銭之外、丸合組行事ノ一切荷主方江入用相懸ケ不申候、
- 一、関東・奥羽荷物陸付運送ニ而、江戸表定飛脚問屋江着致候荷物も、丸合組行事相改、荷主送状裏書致候得者、此荷物飛脚問屋ノ陸附ニ而上方筋江差送り候間、馬継運賃多分ニ相掛候ニ付、丸合組行事方ニ而改方諸懸リ之熟談口銭者、受取不申候、

一、紅花荷物丸合組行事裏書相濟候送状相添候荷物、渡海中海上難事有之候得者、荷主并廻船問屋立合、一船積合荷主同様船法相守可申候

右之通、丸合組行事、関東・奥羽紅花荷元、京都并上方筋惣代、向々為取替証文仍如件

安政二卯年九月

(氏名省略)

この議定書にはなお「継上申書」⁽¹⁰⁾がある。その一節は、江戸における必要量の紅花に不足を生じた場合の措置を述べたもので、「御当地ニ而、御染物方・御菓子方御仕立御用紅花絞り種払底ニ而、御差支可相成程之節者、為登荷物之内丸合組江引受、上方買附相場を以相当之仕切いたし、状通其向々江相達、全疑惑無之様取扱候積」と、規定書末に關係者が継紙調印をしている。これによって、江戸の御用紅花絞りに用いる紅花が不足した場合は、何時でも為登荷物の中から上方相場をもって買付けることが出来るようになった。これらの議定書に調印をした通町組小間物問屋之内丸合組の総代は、玉屋善太郎・柳屋五郎三郎・村田屋久蔵・蛭子屋金蔵・丁字屋吟次郎の五人であるが、実際の調印はそれぞれの店預人や店支配人が代理している。

江戸廻りの流通機構がこのように改正され、そして江戸問屋組合の特権が規制されたことに對する最上商人や荷主の反応はどのように現われたかという点、甚だ消極的態度であったように見える。嘉永七年七月の議定に際しては、谷地・山形の有力商人七名の調印があったにも拘らず、新議定に際しては殆どこれを無視している。安政二年九月の調印には各生産地の総代が加わっており、山形からは紅花商人惣代として銀町の百姓清兵衛なるものが一応調印した。しかし、この清兵衛は、紅花荷主層全員の合意で選出された代兼人でなかったと見え、安政四年頃になつても「既ニ一昨卯年中、山形紅花商人為惣代、同所銀町百姓清兵衛取締議定為取替証文調印相濟有之候山形御領之内、外村々紅

花商人共之内ニも、睨と相弁不申もの共も有之」という実情であつたから、江戸の問屋行事は絶えず山形の重立つ荷主たちの了解を求めることに交渉を続けた。

その結果、安政四年二月に至つて漸く山形の紅花商人を説得し、清兵衛をもって総代権者たることを認めさせることに成功した。この示談が成立すると、清兵衛は直ちにその旨を藩庁に届けて了解・承認を求めたので、藩主水野和泉守家来松本帯刀は、同月十五日附をもつて、その承認届書（付）を与えた。清兵衛もまたこの届書と同時に、総代人として議定書に調印すべき旨を奉行所に上申したのである。

水野和泉守領分

羽州村山郡山形銀町

紅花商人惣代 清兵衛

右之もの今度出府仕候処、去卯年九月中差上置有之候紅花荷物諸国運送為取替証文ニ、山形丈之紅花商人為惣代調印為仕差支無御座候間、今段御届申上候 以上

二月十五日

水野和泉守家来 松本帯刀

乍恐書付ヲ以奉申上候

羽州村山郡山形紅花商人惣代山形銀町百姓清兵衛奉申上候、去卯年中、御当地紅花問屋行事共、諸国紅花商人江相掛リ、当御奉行所様江奉願上候一件御吟味中、外国と者示談行届、議定取極候得共、羽州郡中商人共、是迄示談不行届候処、追々国許（マ）おゐて仲間評議之上、山形領分紅花商人共儀、去卯年中議定之通相守候様、今般一同示談行届候間、其段領主役場江申立、私儀、今般当御番所様江、山形領分紅花商人惣代として罷出、乍恐此段奉

申上候、以上

水野和泉守領分

安政四巳年二月十五日

羽州村山郡山形

紅花商人惣代

銀町 百姓 清兵衛

御奉行所様

右宿(省略)

この調印によって、去る安政二年から懸案になっていた江戸打越通荷物取締りに関する新商法規約と山形商人の關係が明確に成立したのであるが、この正式示談が済む以前にも、荷物を江戸廻しにする商人たちは、現実の問題として、先の規約に従っていたのである。安政三年に役所では通り荷の実情把握のために、議定証文に未調印の者で、関東・奥羽方面から、江戸廻り上方筋に登せ荷物を出している商人の取調べを行なったが、それに対する丸合組行事から提出した返答書によれば、山形および村山地方の紅花商人として、一四名を列挙し、これらのものは何れも「去ル^(安政)卯年中御取調之上、商法相立候儀承知相弁、荷物当地江相廻し候度毎、宰領之ものを以御当地商法通送状相改為登方致呉候様私とも江頼越候(云々)」⁽¹²⁾と言っている。江戸における新商法は既に成立していたのであるから、未調印と雖もそれに従わなければ、江戸は通過出来なかったのは当然であった。

乍恐書付ヲ以奉申上候

- 一 去ル卯年中、紅花荷物御当地江相廻し打越通荷物取締方御調之上、商法御立被成下候砌、武州・下総・奥羽并京都・伏見紅花取扱候もの共、議定証文為取替仕候ものとも之外、其後近国・奥羽共紅花荷物御当地江相廻し、上方筋為登荷物仕候もの共御尋ニ御座候、則左ニ

右之もの共儀者、別段名前毎紅花為登荷物取締方示談不仕候得共、去ル卯年中御取調之上商法相立候儀承知相弁、荷物御当地江相廻し候度毎、宰領之ものヲ以御当地商法通送状相改為登方致具候様私とも江頼越候ニ付、則荷物相改、荷元送状江丸合組行事裏書相附、熟談口錢請取為積登ニ相成候間、取締方行届、聊差障候儀無御座候

一 (省略)

右御尋ニ付此段奉申上候 以上

安政三辰年八月

同所	市村屋	五郎兵衛
同所	市村屋	清右衛門
同所	真壁	忠助
同所	米沢屋	勘兵衛
羽州最上岡村	柏倉	清右衛門
同	長崎	小関
同	榑岡	三郎兵衛
同	吉田	勘右衛門
同	谷地	丸屋
		長吉

丸合組行事

通塩町新助地借

与兵衛
外 壱人

山形・最上商人の調印が後れた理由は明らかでないが、前述のように、惣代を自称して調印した清兵衛に対する不信、或は有力商人同志間の意見の不一致などが考えられよう。さらにまた、長谷川家のように大量の江戸廻り荷を取扱った商人の場合は別として、一般的には最上紅花の大部分は最上川による運送が行なわれていて、江戸に陸送するという方法をとる商人は案外に少なかったことも原因したのであろう。江戸廻りの少なかった理由については、いまさら言うまでもないが、長距離の陸上輸送による荷痛みを避けたこと、江戸廻りは時間的に経済的に不利であること、さらに紅花は「秋風相立候迄積置候而者、格別掛目も相減じ、捌方不宜」ものであるから、大部分は夏中に最上川を下してしまったこと等が上げられよう。このように、最上川運送を中心とする荷主たちにとって、新制度の及ぼす影響は極めて少なかったから、調印にも自然と消極的であったものと見られる。

- (1) 大日本近世史料―「諸問屋再興調」四
- (2) 河北町・柴田秀夫家蔵「大町念仏講帳」
- (3) (1)に全
- (4) 全 前
- (5) 梅津保一「近世後期における東北・関東の紅花流通の一考察」歴史の研究一一号
- (6) (1)に全
- (7) 全
- (8) 日塔久左衛門家文書
- (9) (1)に全
- (10) 全
- (11) 全
- (12) 全

第二節 京都における紅花撰花問題

1 撰方仲間 の 成立

京都今出川室町西へ入ル町に居住する紅屋久左衛門家は、古くから御官服御紅染御用を勤めて来ており、紅花問屋仲間が成立した享保二十年（一七三五）以前は、良質の御用紅花調達のために、生産地に赴いて直々に仕入れていた。直買禁止後は特に問屋から必要量の紅花を撰り買いたることが許され、宝暦十二年（一七六二）からは新たに「御広敷御紅御用」という名目の特権を附与された家筋であった。

明和二年（一七六五）七月に京都における紅花問屋名目が廃止され、自由売買の旧に復するに及んで、中々の手腕家であった当時の久左衛門は、天明元年（一七八一）に江戸源助町に住む定治郎と相謀り、江戸市内に紅花問屋を新設しようとして幕府に願ひ出たが、京都紅染を本場物として取引する江戸の有力な呉服商人たちの反対によって失敗した。しかしこれに屈せず、天明三年（一七八三）に至って別の野望を画策した。即ちこの年の十一月に、悴久蔵を代理人として、幕府に対し「当時迄京都ニ而紅花荷物引請売捌候者共より買受、御用相勤来候得共、不淨或は曲類（別本虫類）有之分入交、御用指支、損銀も相立難儀」なる旨を申し立て、御紅御用の職分冥加として、年々銀五枚宛を上納することを条件に、京都の紅花屋に入荷する紅花の中から、上物三〇駄ずつの撰花権許可の事を願ひ出した。幕府の勘定奉行所としては、御広敷御用に支障を来たすという理由を重視し、直ちに京都業界のこの問題に対す

る反応を調査したが、別段の異議もなかったから久左衛門の願いを許可し、この旨を京町触れをもって公布し、十二月十五日までに紅花屋たちの請書提出を命じたのである。

乍恐奉願上候口上書

一 私儀往古より高倉家に随ひ、御官服御紅染御用代ニ相勤、並宝曆十二年より御広鋪御紅御用奉相勤候、前前ハ紅花出生之国元江罷越、直仕入仕候处、享保廿卯年於京都紅花問屋拾四軒相建候ニ付、直仕入相止メ、右之者共より年々御用御染物之紅花撰抜買請候得共、明和酉年問屋共商売方ニ付不宜取計有之候由にて、紅花作出候国方之者共願出、御吟味之上御取放ニ相成候間、又候以前之通直仕入可仕候处、五拾年余も過去候儀故、国方馴染之者も無御座候ニ付、当時迄京都にて紅花荷物引請売捌候者共より買受、御用相勤来候得共、不淨或は虫類（別史料曲類）有之候分入交、御用指支、損銀も相立難儀仕候間、京都へ相廻候紅花高一ケ年千四五百駄程にて、上紅花三四百駄も有之候ニ付、右之内御用ニ相用ひ候不淨虫類等不入交性合宜上紅花、年々三拾駄宛撰抜置売渡候様、紅花引受売捌候者共へ被仰渡御座候様仕度、値段之儀ハ時々相場を以相對仕分無之様可仕、且年来御用相勤候職分之為冥加、銀五枚宛毎年十一月廿五日限江戸御金蔵へ上納仕度段、於江戸御勘定御奉行様へ奉願候处、御吟味之上此度願之通被為仰付難有奉存候、依之以来右願上候趣を以紅花撰抜之儀取計仕度奉存候間、猶又重立紅花取扱候名前相知有之向江者、右撰方之儀私方へ罷越可及對談旨被仰渡、右之外名前不相分向とも紅花取扱候者有之散在罷在候得へ、右之者共儀者早々御役所へ名前申上、且又紅花撰方之儀者、右同様私方へ罷越可及對談旨洛中洛外へ御触流被成下候様奉願候、御慈悲之上、右願之通被為仰付被下候ハハ難有仕合奉存候 以上

天明三年卯十一月十五日

今出川室町東へ入丁

御広舖御紅御用達

紅屋久左衛門在府ニ付

代悴 紅屋久藏

御奉行様

(町 触)

御広敷御用相勤候今出川室町西江入町紅屋久左衛門儀、御用ニ而相用候紅花不淨或者虫(曲か)類有之分入交、御用向指支候儀共有之ニ付、他国々京都江相廻り候紅花高之内ニ而、御用ニ相用候上紅花、年々三拾駄宛撰抜置売渡候様、紅花引請売捌候者とも江申渡候様致度旨、値段之儀者時之相場を以相對いたし、非分無之様可致旨相願候ニ付、江戸表願之通被仰付候間、右紅花引請売捌候名前相分候もの共此度呼出し、右之趣申聞、上紅花撰方之儀者久左衛門方江罷越、可及對談旨申渡請書申付候、此外紅花取扱候もの共名前難相分、此度不呼出者共茂同様ニ相心得、銘々名所書記、来ル十二月十五日迄伊予御役所江罷出請書可致候、右之趣洛中洛外江可相触者也

卯十一月

この町触が出ると、久左衛門は直ちに有力紅花屋一二人に談合して、撰方仲間としての組織を作り、京都西奉行所に請書を提出させた。奉行所では翌四年閏正月九日にこの特権組織を承認し、町触をもってその氏名を発表した。なお、撰方仲間に対しては「非分之懸物等一切取立候儀無之」よう誓約させ、一方、紅花屋全体に対して「是迄之通り直買仕来候分、不限多少当地江相廻候分ハ、不殘左之拾式人之内最寄勝手之方江指出、一通り撰受候上、勝手に引取

候様可致」と令して、業界の反対を抑えると共に、撰抜方の円滑化を期したのである。一二人の仲間は次のものたちで、何れも久左衛門の計画に積極的に荷担した同志と見られる。特に本家格の六人は、享保以来の公認問屋筋のもので、最上紅花の著名な取引商人であつて、問屋廃止後は常に何等かの形で旧勢力の挽回を謀っていた連中であつた。従つて、久左衛門はこの空気を見抜いて抜け目なく抱き込んだことであらうし、一二人側からすれば、これを好機として、特権の回復を狙つたものと見られる。

(町触之帳 天明四年辰閏正月)

今出川通室町西江入町紅屋久左衛門儀、御用ニ相用候上紅花三拾駄宛、年々京都江廻高之内ニ而撰抜候儀ニ付、去卯十一月廿二日触書指出候処、右紅花撰方之儀ニ付、左之拾式人之者とも江久左衛門ガ申談置候趣有之候ニ付、是迄之通り直買仕来候分、不限多少当地江相廻候分ハ、不残左之拾式人之内最寄勝手之方江指出、一通り撰受候上、勝手ニ引取候様可致候、勿論、右一通撰受候ニ付而も、非分之懸物等一切取立候儀無之段久左衛門申立候間、其旨相心得、若非分之儀等有之候ハ、早々可申出候

- | | | |
|------------|-----|-------|
| 蛤薬師東洞院東へ入丁 | 若山屋 | 勘右衛門 |
| 烏丸通蛤薬師下ル丁 | 若山屋 | 喜右衛門 |
| 室町通四条上ル丁 | 伊勢屋 | 源 助 |
| 四条通烏丸東へ入丁 | 伊勢屋 | 利右衛門 |
| 東洞院六角下ル丁 | 近江屋 | 九郎兵衛 |
| 蛤薬師西洞院西入町 | 山形屋 | 八郎右衛門 |

若山屋勘右衛門別家

衣棚三条上ル丁

若山屋 与兵衛

若山屋喜右衛門別家

東洞院錦小路上ル丁

若山屋 半兵衛

伊勢屋源助別家

四条通室町西入ル丁

伊勢屋 善七

伊勢屋利右衛門別家

四条烏丸東へ入丁

伊勢屋 嘉兵衛

近江屋九郎兵衛別家

蛤薬子東洞院東へ入丁

近江屋 熊次郎

山形屋八郎右衛門別家

蛤薬師西洞院西入丁

山形屋 宗 八

右之趣洛中洛外へ可相触者也

辰閏正月

なお、紅花撰方仲間について町触が出た当時、速刻その請書を町奉行所に提出したものは、紅花屋最上屋喜八をはじめ二人に達したが、その後、久左衛門に対して「西国より出生之紅花之儀ハ、貴殿御名代松屋庄左衛門より荷主江相對を以被買請、御用ニ相立候紅花ハ御引取被成、其余之分者拙者共江買請、猶又入用無之分者、紅花商売之方江指出売払申度、左候ハ、拙者共商売之勝手ニ相成候ニ付、此段及御対談候処御承知被下致大慶候」と、西国産の紅花入荷分に対しても、撰花を認める一札を出したものが実に三九人に達し、久左衛門を中心とする撰花仲間の勢力は、

遂に全国生産地の紅花全体におよんだのである。

2 撰花制度の混乱

紅屋久左衛門の主導による撰花仲間の結成は、江戸勘定奉行や大奥の関係筋に対する強い裏面工策によって成功したのであるが、御用御服飾たちの反撃に遇って、撰花の独占権を掌握する野望は必ずしも成功したとは言えなかつた。その後久左衛門は、京都に新たに紅花会所なるものを設置しようとしたが、これもまた、出羽商人たちから紅花問屋の復活の危険性があるとして反対され、その実現は見ないで終わった。その上、紅花問屋制度廃止後の自由取引は、京都における新興商人の発展と、それに伴う一部旧商人の敗退を促し、撰花仲間の異動を見ただけでも次表の通りに激しく、不安定な状態が続いたのである。

このような容易ならぬ混乱が進行中、最も大きな打撃を受けたのは、言うまでもなく久左衛門の紅花撰花問題であった。それは仲間に休株者が続出したばかりでなく、撰花そのものが計画通りに実施出来なくなったことである。即ち、撰花除外の大奥呉服飾仲間とその出入紅染屋以外の紅屋たちの中には、生産地に赴いて直買いをして来て、撰花に応じない業者が多くなって来たのみな

紅花撰方仲間の移動

天明4年		文化11年	天保3年
若山屋 勘右工門		×	×
若山屋 喜右工門		○	○
伊勢屋 源 助		○	○
伊勢屋 利右工門		○	○
近江屋 九郎兵衛		○	西村屋 清九郎
山形屋 八郎右工門		○	布屋 弥兵衛
若山屋 与兵衛		×	柴崎屋 宗右工門
若山屋 半兵衛		越後屋 新 七	○
伊勢屋 善 七		村山屋 半兵衛	×
伊勢屋 嘉 兵衛		山城屋 武右工門	○
近江屋 熊 次郎		川村屋 藤 七	×
山形屋 宗 八		吉文字屋 彦市	○

(注) ○印継続 ×印休株 (三井文庫史料による)

らず、紅染屋の中にも撰花制度そのものに反対する意向の強いものが現われるに至ったのである。

先に撰花の公認を得ている久左衛門は、文化十一年（一八一四）と同十三年にこの事情を公儀に訴え、天明四年の触書に示された内容の強化励行方を求めると共に、權益の確保を図った。京町奉行所ではその都度令達を發して、確實に撰花を受くべきことを命じたが、殆どその効果を上げることが出来なかった。時には違反者を招致して処分するという強硬手段を講じてさえも、脱法的抜売買は止まず、撰花はいよいよ困難を極める状態であったから、奉行所では天保三年（一八三二）に三度目の令達を出して、この混乱を正常化しようとしている。

紅花撰方に関するこの混乱とは別に、紅染屋組織についても一つの重大な問題が派生した。紅染屋仲間に加わっていない群小の紅屋たちが、密かに紅染業を行ない、御用御服商人の中には、これら潜り業者と取引き關係を結ぶ者が現われて来たことである。このことは、法的な統制を乱すばかりでなく、紅染屋仲間の存立に影響する所が大きかったから、町奉行所では文政六年（一八二三）と天保五年（一八三四）の二回に亘って、その禁止と摘発を嚴命した。しかし既に末期の症状を呈している幕府の権力では、前者同様この不正と無軌道を抑止することは不可能であった。

かくして、天明四年（一七八四）一月に紅花撰方仲間制度の成立を見てから、天保十二年（一八四一）十二月に、各種株式・問屋・仲間の禁止令が發令されるまでの凡そ六〇年間に亘り、京都の紅花業界は混乱を續けて来たのである。外部的には、生産地との流通組織・機構の改革問題を抱え、内部的にはこのような新旧勢力の激しい対抗に明け暮れながら、やがて天保改革による一切の商業行為の自由化時代を迎えた訳である。次に、久左衛門一派の計画に大きな打撃を与えた別派の動きを見よう。

3 撰方仲間に対する抵抗

紅花撰抜法については、さすがに久左衛門も抜け目がなく、「直段之儀者、当時之相場を以相對いたし、非分無之様致度」と申し立てているので、この制度に請書を提出した紅花屋は、前記のように二人に達した。京都西奉行所の土屋伊予守は、未提出の紅花屋に対して「此外紅花取扱候者名前難相分、此度不呼出候者共茂同様ニ相心得」、十二月十五日まで請書の提出要求を触出していることから見れば、必ずしも紅花屋全員の調印があつたものとは思われない。

果たせるかな、この特権制度に真向から反対し、「右選方相請不申」旨を願ひ出た一団のあつたことは注目すべき事件であつた。それは、旧来「御広敷御紅染御用達」として、御召物類の紅染御用を承つて来た御用達の有力商人たちで、その中心をなしたのは日野屋市左衛門・伊豆蔵屋吉右衛門・蛭子屋与三右衛門・鱗形屋清兵衛・越後屋源右衛門・山形屋清次郎・菱屋新兵衛・山田屋治兵衛・袋屋九兵衛・秋田屋庄三郎の一〇人である。

彼等は翌天明四年の二月までにしげしげ会合を重ねて対策を協議し、同月二十五日に各代理人をもつて、撰抜方拒否を京西奉行所に申し出た。その理由は「私共儀、御本丸大奥御召御紅染御用相動来候ニ付、先年紅花出生之國方紅花相對相場を以直買ニ仕候内、出生之紅花思話敷無御座候節、且又、急御用等在之候節者、当地紅花取扱候者とも撰抜、其時之相場を以相調、下職之者共江染方申付、御用向相動来候儀ニ御座候」という慣例であるから、今さら撰方に同意する必要を認めないというのである。このことは、久左衛門を中心とする旧勢力の支配下に立つことの不満を言外に含めているもので、御用商人たることを笠に着る特権仲間の再興に対する、激しい対立を示すものである。

一〇人の願意は正当の理由があるものとして、西町奉行所は直ちにこれを許可し、二月廿七日附をもって江戸の勘定奉行所にその旨を通達した。しかし、この問題は簡單には済まなかつた。即ち、問題を闡知した久左衛門は、各関係方面にその撤回方を要望したが、容れられなかつたので、四月になると江戸に上つて「右願之義、私方江河之御尋御糺も無御座、右拾人之者願之通被仰付候儀ニ御座候、勿論右被仰付候趣、私江者干今何之被仰渡も無御座候得共、弥拾人之者願之通御聞届ニ相成候てハ、御憐愍を以私江御免被成下撰花之儀、御触通も一向相立不申、甚以歎ケ敷奉存候（云々）、右願人之者共願之儀者、御聞届不被成下様」にと、勘定奉行所に訴願した。

言うまでもなく、久左衛門に許可を与えるに際しては、京都における紅花取扱者に対して、その可否を問うた上に決定したことであつたから、西奉行所の今回の独断的な処置にはたしかに問題があつた。その外、一〇人の呉服御用仲間および当時京都におつた三四軒の紅染屋などの圧力もかかつての不法承認であつたと見られるので、勘定奉行所は京都奉行所に再三に亘つてその顛末を詰問したが埒があかなかつた。しかも、久左衛門は江戸に在つて幕府の要路に表裏から必死の運動を続けているので、同年七月には西町奉行土屋伊予守が出府の上、勘定奉行所と事情を懇談して、その解決を図つた。

この間の京町奉行所の所論は、御本丸大御奥御召御紅染御用一〇人の願意を正統とし、特に久左衛門等の新計画については、流通上に問題のあることを強調している。勘定奉行所との応答文書を見ると、その一節に「都而紅花之儀ニ付而久左衛門方致支配候様ニ相成候而者、去年中被仰聞候御趣意ニも振^{マツ}レ可申哉」と言い、或はまた「御用承染方ニ相用候紅花迄も、売買紅花同様久左衛門手先之撰方相請候筋にてハ、一円紅花之差配仕候様ニも相当候而ハ、却而如何之儀ニ奉存候ニ付、先書之通御報得御意候儀ニ御座候」と述べている。その強調する内容は、久左衛門とその支配下にある一二人にのみ撰方権を与えることは、明和二年に紅花問屋名目を廃止し、自由売買制を認めた幕府の根本

方針に違背し、再び特権商人の発生を招く結果になると言うのである。勘定所では遂にこの理を認め、十月に至って次のような町触を令達して漸く撰花問題を解決した。

今出川室町通西江入町紅屋久左衛門儀、御用ニ相用候上紅花三拾駄宛、年々京都江廻り高之内ニ而撰抜候儀ニ付、去卯十一月二十二日触書差出、猶又右紅花撰方之儀、右久左衛門手先若山屋勘右衛門此外拾壱人之者共取斗候ニ付、最寄勝手之方へ指出、一通り撰受候上、勝手ニ引取候様可致、勿論右一通り撰請候ニ付而も、非分之懸物等一切取立候儀無之段久左衛門申立候間、其旨相心得、若非分之儀等有之候ハバ早々可申出旨、右撰方取斗候拾式人之者共名所書記、当辰閏正月九日猶又触書指出置候、然処、後藤縫殿助・茶屋四郎次郎・茶屋宗味・丸屋五左衛門・秋田屋庄三郎・袋屋九兵衛・山田屋次兵衛・菱屋新兵衛・山形屋清次郎・越後屋源右衛門・鱗形屋清兵衛・蛭子屋与三右衛門・伊豆藏屋吉右衛門・日野屋市左衛門此拾四人儀ハ、御召御紅染御用相勤候ニ付、御用ニ相用候紅花、久左衛門手先之撰方へ不及指出ニ、是迄之通勝手ニ引取候様、此度於江戸表ニ申渡有之候間、其旨可相心得候、若右御用之外之紅花も御用と申立、撰方へ不指出もの有之候ハバ、吟味之上急度可申付候、右之趣洛中洛外江不洩様可相触者也

辰天明四十月

この一四人のうち後藤・兩茶屋・丸屋の四人は紛争中に新たに加わった者であり、後に丸屋平七・加賀屋善兵衛も撰花除外を許されたので、天明六年正月には一人の仲間となった。この仲間は触書にも明記されているように、御用紅染に使用する紅花は直買いを認められたが、御用以外の紅花をも御用と称して撰花を拒否すれば、吟味の上曲事たることを堅く申し付けられた。これに対して御召御用人たちは「御用向を申立、御威光ケ間敷儀堅ク仕間敷旨被仰

渡奉長候、右被仰渡趣堅相守、私共一統下職之者共迄申合、相互吟味仕、非分成儀少しも仕間敷候」と請書を差出した。これによって、久左衛門一派の御広敷御紅御用達と、日野屋をはじめとする御広敷御服御用達の撰花問題は分離することになったのである。

4 御服御用仲間と紅染屋の協力

撰花除外の運動に成功した御広敷の御服御用仲間一〇人(後に一六人)には、それぞれ下職と称する出入紅染屋が所属しておったが、その中には、既に久左衛門に対して承諾の一札を入れている者もおって、両者の間に多少の不統一と混乱があった。御服御用仲間は呉服師としての重責を果たすためには、それぞれの下職紅染屋を糾合する必要があるので、撰花除外の許可が出ると、再三に亘って紅染屋と談合を行ない、天明四年四月十二日に呉服御用仲間の掟書と、仲間に出す紅染屋の一札が決定した。当時の御用仲間一〇人と下職としての紅染屋三四人の従属関係は別表の通りであった。

仲間掟は八箇条から成り、御用向は総て入念に心がけること、御召物については一切他言しないこと、御用向に關しては御威光がましい振舞をしないこと、仲間に支障の生ずる恐れのある願い事はしないこと、仲間年番を立てて年

呉服師及下職の關係

御召御用仲間 (呉服師)		紅染下職 (紅染屋)
秋田屋 庄三郎	中村善兵衛、近江屋喜兵衛、亀甲屋権兵衛、松屋清助、近江屋利兵衛、綿屋徳兵衛、近江屋伝兵衛、吉野屋六郎兵衛	
袋屋 久兵衛	玉屋弥兵衛、花屋彦兵衛、亀屋平兵衛	
山田屋 次兵衛	大森屋権兵衛、○近江屋喜兵衛	

二回ずつ寄合を催し、御用向の取扱いについて協議すること等を規定している。紅染屋から提出した一札は、前文をなす一項を加えて一〇カ条に及ぶもので、出入下職三四人全員が調印し、呉服御用仲間一〇名宛になっている。その主要な条文を示すと次の通りである。

入置申一札之事

(前文省略)

一、御召御紅染御用随分大切ニ相勤、聊籠末仕間舗候、勿論於当地御召物取扱候節、御威光ケ間敷儀急度致間敷候事

一、御召御端数并御用向之儀、不依何事堅他言いたし申間舗候事

一、御次用御紅染草之分者、紅屋久左衛門殿撰抜候残花相調相用候様被仰付承知仕候

但御召ニ相用候残花遺候而も不苦候事

菱屋	新兵衛	万屋源兵衛、松葉屋徳兵衛、帶屋重右衛門、近江屋太兵衛、大坂屋清左衛門、松屋新五郎
山形屋	清次郎	小紅屋大太郎
越後屋	源右衛門	○大森屋権兵衛、越後屋則右衛門、龜屋仁兵衛、大坂屋六右衛門
鱗形屋	清兵衛	松葉屋新助、大森屋平兵衛、龜屋忠兵衛
蛭子屋	与三右衛門	近江屋市兵衛、近江屋長右衛門、伊豆蔵屋喜右衛門、俵屋惣兵衛、大森屋幸助、近江屋孫兵衛
伊豆蔵屋	吉右衛門	○近江屋長右衛門、○伊豆蔵屋喜右衛門、○俵屋惣兵衛、錢屋太兵衛
日野屋	市左衛門	○小紅屋大太郎、袋屋作兵衛、津国屋庄兵衛、○俵屋惣兵衛

注計 34人 (○印は二重下職)

(三井文庫史料による)

一、御召物御染揚不出来等仕候ハ、幾度ニ而茂御仕替仕、御日限御間ニ合申候様急度可仕候、尤是迄被仰付候職方ニ而、万一不出来之儀有之候ハ、私共申合、何方ニ而成共御染方仕、御用向指支不申様急度取計可仕候

一、是迄紅花年分遣ヒ種過不足有之、売買者格別、御用を申立、別段ニ荷数多分ニ相調、花屋同様之取捌かたク仕間敷候事

一、諸国直買京都直買并注文を以取寄候紅花之内、上花無之、御用ニ難相用、又者急御用等ニ而紅花手支候節者私共仲間直買之者共取替遣可申候事

一、国方直買并注文を以取寄候ハ、右駄数微細ニ相記、各様御仲間向ニ江相届可申候、勿論当地直買之分者、買方売方双方ハ書付を以、是又向ニ江勝手次第無懈怠相届可申候、尤御届申上候ニ付、一錢目之懸物かたク指
出申間鋪旨被仰聞、承知仕候事

一、私共之内、国方江紅花直買ニ罷下候節者、御仲間向ニ江其旨を以相届ケ、御用濟之上罷下可申候、尤道中筋者勿論、於国方も御威光ケ間鋪儀決而仕間鋪候

但私共之内、組合ニ而紅花直買ニ罷下候儀ハ、かたク仕間鋪候

一、各様方御勤被成候御用向之御儀、是迄之通之御仕法ニ而、新規ニ御用を被申立、私共之内江企ケ間鋪儀御談被成候共、一切御請申間敷之旨被仰聞、承知仕候、且又私共各様方之御名前を以御用之名目を申立、益ケ間鋪儀急度仕間鋪候、右躰之儀、私共友吟味可仕候、若心得違等致候者御座候ハ、御出入御省可被成候、其砌一言之儀申間鋪候

(後文省略)

天明四年辰四月

小川通中立売上ル町

中 村 善兵衛 印

(外下職三三名住所氏名省略)

秋田屋庄三郎殿

(外呉服御用仲間九名宛名省略)

呉服御用商人と紅染屋とのこのような妥結は、紅屋久左衛門等一二人の紅花撰方仲間と、撰方除外を主張する呉服御用商人仲間一〇人との問題が、江戸勘定奉行と京都奉行との間の意見調整未解決のうちに行なわれたものである。

このような情勢下に、この妥結が急速に成立した理由には、新紅花の取引季節が迫っていて、一刻も猶予出来ないという事情があった。即ち、妥結した四月十二日は、太陽曆に換算すると五月三十日に当たり、生産地の開花期も僅か一ヶ月余の後に迫っていたのである。

そこで慌て出した紅染屋たちは、撰抜仲間以来の市村屋三郎兵衛・渡会屋善右衛門・最上屋喜八等の紅花屋に、やがて着荷する筈の紅花の取引きを懸け合つたが、問題未解決の時点で申し入れを承諾する訳には行かないと拒否された。呉服御用仲間の記録によると、「五月に指懸り、新花仕入時節ニ候故、出入方三拾四軒之紅染屋々、拾式軒花屋之外渡会屋・最上屋・市村屋その外、関東問屋着荷之方江懸合候処、先方取引致度胸合候得共、久印方(久左衛門)御触流候節、御公儀江御請印指上置、然ニ此度呉服飾拾人之方願相叶、商致度趣ニ候得共、御触流無御座故、取引難致」という返答であった旨を記しているのである。

これに対し、呉服師側としても引き下がる訳に行かず、「取引不致候而者、御願相叶、手広相成候与申物ニ而者無

之」と、出入り紅染屋側と再三会谈熟議を重ねた上、五月二十七日(太陽曆七月十四日)に、呉服師仲間一〇名は各代理人を立てて、町奉行所に善処方を歎願に及んだ。「私共儀者、右撰方不相請候段者、御聞届被成下候段申聞候得共、荷主之者江、前書之通御触も有之候儀ニ付、対談而已ニ而者信用不仕、取引差支難渋仕候」故、久左衛門手先一二人の撰方に拘らず、取り急ぎ自由売買の許可を仰せつけられたいという請願であった。

言うように、これは呉服師仲間にとっては時期の迫った緊急の問題であったから、京都町奉行所は、紅花屋代表として前記渡会屋・最上屋・市村屋に藤屋忠兵衛を加えた四人の者と、さらに、紅花買入れを兼業していた和絲絹問屋の代表一人を役所に招き、江戸奉行所とは連絡も行わず、独断で呉服屋仲間の願意承認のことを申し伝えた。このことに依って、京都における撰方仲間と御服用仲間との二勢力分野が画然と相対立するに至ったのである。

本節引用史料は総て左に依る

- 1 三井文庫蔵史料
- 2 京都府立総合資料館蔵「最上屋文書」
- 3 沢田章著「近世紅花問屋の研究」

第三節 大阪紅花仕入問屋組織の成立

1 選花問題の波及

大阪には古来西国に生産される若干の紅花が入荷していたが、江戸・大阪間の海上輸送機構が整備されるにつれ、

関東物や奥州物の大部分が、江戸の船問屋を通じて大阪に荷揚げされ、京都に送られるようになったことは既に述べた通りである。

大阪荷上げの総量は不明であるが、その一部は大阪の紅花屋との間に取引きされた。安永六年版の「増補改正難波丸綱目」を見ると、大阪の紅粉屋名跡として、紅屋新右衛門をはじめ三三名を録している。これらの紅粉屋が使用する原料紅花の大半は、元々は京都の紅花屋から入手していた。それが大阪廻送の発展するにつれて、その地にも紅花屋を経営するものが次第に増加したが、仲間結成までには至らなかった。

天明頃、紅屋久左衛門が御紅用達のため撰花問題を起こしたことは前述した通りであるが、その天明五年に、京都だけで三〇駄の撰抜きは困難であるとの理由をもって、大阪廻送の増大を期に、大阪紅花屋からも選択先取権を得ようと画策した。しかし、大阪には当時紅花屋仲間の制度が確立していなかったため、幕府に対して新たに身元の正しい者を三軒選んで紅花問屋を設置することを請願した。そして、そこから幕府御用品に相当する優良紅花を先取しようとしたのである。幕府では同年十一月十一日付をもって、この久左衛門の請願内容を大阪三郷の紅花商人たちに示し、これに対する意見並びに利害関係などについて返答を求めている。¹⁾

当時は京都における撰花問題が、紅染屋およびその下職らの抵抗によって混乱しており、予定の三〇駄確保には困難な事情下にあったので、久左衛門は止むを得ず大阪紅花市場にまで手を伸ばすことを計画したのであったろうが、それに対する大阪三郷の答申は明らかでない。大阪商人としては経営規模も小さく、仲間組織も成立していない所に、撰花に協力する問屋の新設を見ることについては、大きな衝撃であったに違いないし、また、京都業界の反撥勢力が効を奏している事実を知っていたので、恐らくは大阪側も受諾しないで終わったのではあるまいか。

2 紅花仕入問屋仲間の組織

その後、大阪における紅花屋が漸次発展するにつれて、仲間組織の必要に迫られて来た文化年間に至って、堺屋庄兵衛・近江屋安治郎・嶋屋清兵衛・福田屋太右衛門・肥前屋藤兵衛・紅屋卯兵衛・大和屋儀助・大塚屋嘉兵衛・伊勢屋喜兵衛・肥前屋武兵衛の一〇名が協議の結果、「松栄講」という一つの仲間講を結成するに至った。当時の規約内容は知られていないが、紅花取引に関する一般的な統制をとると共に、京都側に対して一つの勢力的対抗を示したことは注目される。

彼等は仲間結成と同時に、京都の紅花屋仲間年番行司たる村山屋七兵衛・市村屋弥三郎・最上屋喜八・藤屋忠兵衛の四名に対し、「当地紅屋中取締申堅メ、紅花取引之分左之名前拾軒之外一切取引不仕候（中略）、依之其御地紅花商内之儀、右名前之内取次を以紅花取引仕候間、已來紅屋中直御取引被下間鋪候（云々）」と、書翰を以て通告し、京都紅花商人たちの自由取引を拒否している。

しかしこの組織が、大阪においてどの程度の権力を持っていたものか、京都の勢力進出を抑えることが出来たかは明確でない。その後の状態を見ると、紅屋に対する掛売りの損害、生産地荷問屋との間に仕切不正の問題など統発し、その度ごとに「荷主方毎々察当請候儀有之迷惑」を受けようになった。その間、仲間にも多くの陰替があり、有名無実の組織に陥ったらしい。

そこで大阪の新興紅花問屋たちは、不信挽回のための取締り強化策として、幕府の問屋再興許可令を機に、嘉永七年（一八五四）正月に至って「紅花仕入問屋組」を新たに組織した。「仲間式法帳」によれば、新問屋仲間の規定は前文共に一五ヶ条から成り立っており、その中に組織の問題、取引き上の問題、運営の問題、違背者処分の問題な

ど、詳細に亘つたものであるが、次に直接紅花の取引きに関係する分のみを摘記すると次のようである。

定

(第三項) 一、当紅花問屋之儀、先年より數軒有之候得共、当時銘々共五軒相統仕来候處、取締申候仲間と申ニ茂無之故、此度紅染屋方江申合、組合問屋仲間相定、萬事堅申合、猥ニ不相成候様致度、既ニ近年掛損等も多、殊ニ国方仕切納方不同不締付、荷主方毎々察當請候儀有之迷惑ニおよび、此後乱ニ不相成候様申合、荷主方并得意方双方御為ニ宜鋪候様致度存、心專一ニ候事

(第二項) 一、毎間日限相定、本人并支配人立会候而顔合致、仲間之商売向ハ勿論、又ハ其時々景氣ニ応じ、国方高下之模様并当地売先高下無腹臆申合、双方之御為方宜様致相談取斗可申候、遠國之取引ニ候得者、不実意杯致間鋪、尤虚言等申間鋪候、其砌銘々所存之趣無遠慮可申候、我意を立申募間敷候、多分之了間を用ひ可申事

寄合定日左之通

(注 無記入)

右之通日限相定候上者、定日無怠出勤可致候事

(第三項) 一、紅花代金之儀者現金取引ニ御座候處、相對ヲ以延売有之節ハ三十日切ニ相定、格外之延応対致間鋪候事

(第四項) 一、売先得意方之中ニ、銘々共々売込候代金其儘ニ差置、買掛無之方ニ而應對を以取引致、又者親類別家或者悪意之手筋を以名前等替、商売相統被致候不実成御人も有之候、左候而者白地売込有之候者及迷惑候、則其砌掛り合無之者ハ当分之利欲ニ迷ひ、應對を以売込候而者、先買先問屋ニ而買代金不束ニ致置候而も、商売取統相成候姿ニ御座候、右等之仁出候時ハ、自然銘々共商売向差支、取引手狭ニ相成、不繁昌之基候間、其節売込有

之候者之銀子不相濟候内ハ、決而商内致間鋪候、此儀者銘ニ互之事ニ候得者、篤与可得心事ニ候、則売代銀不足ニ被成候得意かた有之及迷惑候節、組合打寄双方承合、弥先方不実意之取斗有之候節者、名前書記此帳面江張紙いたし置候而、右代銀応対相濟不申内ハ、相互ニ決而取引致間鋪候事

一、^(第五項)仲間取引之儀者相互之事ニ候得者、不実意之取引致候方ハ仲間江申出、一統堅取引致間鋪候事

右之條ニ急度相守可申候、組合申堅於相破者組内御除キ可被成、其時一言之申分無御座候、為後日申堅銘ニ印形依如件

嘉永七年

甲寅正月

嵐屋 清兵衛 ㊦

河内屋 藤兵衛 ㊦

羽州屋久右衛門 ㊦

木綿屋 嘉兵衛 ㊦

油屋 喜助 ㊦

これを見ると、加判者は先の松榮講員と全員交替している。このうち羽州屋久右衛門は谷地・造山の紅花荷主たる日塔家系譜のものである。文政六年（一八二三）一二才で山形薬師町の高田家の養子となり、天保十四年に三二才で大阪に出て羽州屋久右衛門と称し、最上紅花をはじめ、水戸産蒟蒻粉などを取り扱って産を成した人である。

仲間定では新加入者の取扱いについて「是迄之積銀割合ヲ以出銀、顔合振舞為致可申事」という条項を定めているが、附加箇条において、「銘々召抱候奉公人心得違致し、或勝手ニ暇乞杯致し、紅花同商売致し又者紅花取次等いた

し候節ハ、銘々其主人が差留可申候事」と規定し、猥りに仲間人数の増加することを防止して、組織の維持強化を図っているのである。

規定の内容として最も重要な点は、定期の会合では、生産地および大阪における相場について、腹藏のない談合を行なうこと、現金取引きを本態とし、相対延売りの場合も三十日を限ること、白地取引きを旨とし、不実の売買を厳に戒め、察当の生じないよう注意をすること、仲間相互間に不正があつた場合は、取引きを禁止すること等にあり、如何にも大阪商人らしい取り決めになっている。

大阪紅花問屋と最上商人との取引きの実体は中々つかみ難いが、佐藤利兵衛家・嘉永七年の「紅花仕切帳」によると、嶋屋清兵衛に対して一六駄片馬（六六個）、その代金七九三両二朱と銀三八匁四分を送付、また河内屋藤兵衛に対して三駄、一五四両二分と銀七匁四九を取引きしている。これは一軒分の大阪関係荷としては少なくない。

山形の三浦屋は近世後期から紅花荷問屋を開始した商人であるが、問屋制度廃止中の弘化二年（一八四五）の「諸国取引酒田運賃控」を見ると、「大阪諸取引名寄寛」が記録されており、その中から紅花問屋として上げられているものに紅屋半兵衛・嶋屋清兵衛・椋屋清兵衛・扇屋与兵衛・大鶴屋九藏・小堀屋武兵衛・桜井屋庄兵衛・河内屋藤兵衛・土羽屋喜兵衛の九名がいる。また安政二年の要害村（西里）本木林兵衛家の「紅苧控寛帳」には、これらの外に今宮屋伊兵衛・淀屋太兵衛・羽州屋久右衛門・河内屋小兵衛・木綿屋嘉兵衛・近江屋太右衛門・丹波屋作兵衛・木屋市兵衛・越後屋武助などが列記されている。もちろんこれらの商人は、何れも手広の大阪物資の卸問屋であるが、村山商人との取引関係の深いもので、登せ荷としての紅花の買付けも行なっていたのである。

(1) 絵具染料商工史、大阪市史

(2) 京都府立総合資料館「最上屋文書」

(3) 日塔久左衛門家藏史料

(4) 山形大学博物館蔵「三浦文庫」

(5) 著者藏史料